

(3) 料金の額及びその徴収期間
別紙-3を次のとおり改める。

別紙3中、1.(2)②ロ(イ)のうち、

「令和8年3月31日まで」を「令和9年3月31日まで」に改める。

別紙3中、1.(2)⑦イ及び1.(2)⑧イのうち、

「なお、首都高速道路株式会社が管理する道路を通行するETC車が、東京高速道路株式会社が管理する道路を連続して通行し、更に連続して首都高速道路株式会社が管理する道路を通行する場合は、これを1回の通行とみなすものとする。」を削る。

別紙3中、1.(2)⑩ハのうち、

「令和7年4月5日から同年11月30日まで」を「令和8年4月4日から同年11月29日まで」に、「令和7年4月5日から同年10月26日まで」を「令和8年4月4日から同年10月31日まで」に改める。